

第2回会員向け無料セミナー開催

「ドイツの特許訴訟」

今年度より大阪発明協会では、会員サービスの一環として会員が無料で参加できる無料セミナーを企画しております。5月23日に「マレーシアとベトナムにおける IP 制度と審査の現状」というテーマにて APPA(アジア弁理士協会)との共催により開催いたしました。続く6月17日(月)には第2回会員向け無料セミナーといたしまして、東京に事務所を構えるゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所の協力により、「ドイツの特許訴訟」をテーマに、ドイツ本国より Stephan Gruber 氏((弁護士:PREU BOHLIG & PARTNER パートナー)、Axel Oldekop 氏(弁護士:PREU BOHLIG & PARTNER パートナー)が来日され、大阪大学中之島センター講義室507を会場に、35名の受講者を集め、開催されました。



講師紹介の後、前半は Gruber 氏および Oldekop 氏より「ドイツの特許侵害訴訟・無効訴訟」について、Felix R.Einsel 氏(弁理士:ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所代表)の逐次通訳を交えながら説明がありました。Einsel 氏は日本での生活が長いこともあり非常に日本語が流暢で、基本的に英語による今回の講義をよりわかりやすくするために、噛み砕いた解説をしていただき、受講者からも好評でした。その後休憩を挟み、「ドイツにおける従業員発明法」

「ヨーロッパ単一特許及びそれを取り扱う裁判所」についての講演が行われました。

Gruber 氏および Oldekop 氏には、特にヨーロッパにおける知財訴訟が多く行われているドイツの実情を真摯に解説いただき、Einsel 氏の要点をまとめられた通訳のおかげもあり、より身近にわかりやすい内容になったものと思われます。時間の関係上、予定していた「ドイツにおける冒認出願・共同出願違反を根拠とする移転請求訴訟」のテーマに触れられなかったことや、講師として予定していた Andreas Haberl 弁護士が来日できなかったことは残念でしたが、本国の第一線で活躍している現地代理人の貴重なお話を窺う機会が少ない中、このようなセミナーは大変有意義な内容でした。今後も今回のようなセミナーを企画していきたいと思っております。

